水を浸出用液として用いて得られた蒸発残留物にクロロホルム30mLを加え、加温した後これをろ過し、ろ液を重量既知の白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に量る。更にクロロホルム10mLずつで２回蒸発残留物を洗い、加温した後これをろ過し、ろ液を蒸発皿に合わせ、水浴上で蒸発乾固する。冷後、秤量して蒸発皿の前後の重量差ａ（㎎）を求め、次式によりクロロホルム可溶物の量を求めるとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。

クロロホルム可溶物量（μg／mL）＝（（ａ－ｂ）×1,000）／最初の試験溶液の採取量（mL）

ただし、ｂ：試験溶液と同量の浸出用液について得た空試験値（㎎）

５．エピクロルヒドリン

浸出用液としてペンタンを用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のエピクロルヒドリンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のエピクロルヒドリン量は0.5μg／mL以下となる。

６．塩化ビニル

液体を満たすことができる試料にあっては、５℃以下に冷却したエタノールを満たし、密封して５℃以下に保ちながら24時間放置する。

液体を満たすことができない試料にあっては、表面積１㎠につき２mLの割合の５℃以下に冷却したエタノールを用い、密封した容器中で５℃以下に保ちながら24時間放置する。

得られた溶液10mLをセプタムキャップ付きガラス瓶に入れ、直ちに密封する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の塩化ビニル量は0.05μg／mL以下となる。

Ｅ　器具又は容器包装の用途別規格

１　容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰食品又は瓶詰食品を除く。以下Ｅにおいて同じ。）の容器包装

容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装にあつては，次に掲げる条件のすべて（封かんが巻締めにより行われた容器包装にあつては⑷の条件を除く。）を満たすものでなければならない。

⑴・⑵　（略）

⑶　強度等試験法中の耐圧縮試験を行うとき，内容物又は水の漏れがないこと。

⑷　強度等試験法中の熱封かん強度試験を行うとき，測定された値が23Ｎ以上であること。ただし，箱状の容器包装であつて，強度等試験法中の内圧強度試験を行うとき，破裂時の最大圧力が20kPa以上であるものについては，この限りでない。

⑸　強度等試験法中の落下試験を行うとき，内容物又は水の漏れがないこと。ただし，容器包装が小売のために包装されている場合は，当該小売のための包装の状態のまま試験を行うこと。

７．エピクロルヒドリン

0.5μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒としてペンタンを用いる。

８．塩化ビニル

0.05μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒としてエタノールを用いる。

Ｅ　器具又は容器包装の用途別規格

１　容器包装詰加圧加熱殺菌食品（缶詰食品又は瓶詰食品を除く。以下Ｅにおいて同じ。）の容器包装

容器包装詰加圧加熱殺菌食品の容器包装にあっては、次に掲げる条件のすべてを満たすものでなければならない。

⑴・⑵　（略）

（削る）

（削る）

（削る）